

## 「通報等制度」について

### 1. 概要

損害保険に関する不適切事例の早期発見・是正と未然防止のための仕組みとして、2026年4月1日付で「通報等窓口」を設置します。

この通報等窓口は代理店業務品質評価本部（以下、評価本部といいます）が運営し、受け付けた通報等（通報や情報提供）を関係する損害保険会社に通知し、事実関係の確認および適切な対応を求めます。

また、通報等の受付状況や事実関係の確認結果については、定期的に代理店業務品質評議会にて確認を行います。

通報等の対象	損保代理店や損害保険会社における損害保険業務に関する不適切行為  (不適切事例のイメージ例) ・募集人に契約内容等の説明を求めたが、十分な説明がないまま捺印を求められたため、仕方なく契約した ・契約に関する重要な事項(告知・通知事項)について虚偽の告知・通知をするよう勧められた ・保険加入を迷っていたところ、保険料の割引を提案された 等
通報等できる方	消費者、損保代理店、損害保険会社 等
通報等受付窓口	Web フォーム (Microsoft Forms)

### 2. 通報等の取扱い

#### (1) 通報者の個人情報の保護

評価本部は、通報等窓口を通じて取得した通報者の個人情報について、通報等の受理通知や相談対応のためにのみ利用します。これらの目的以外で、通報者の個人情報の利用および第三者提供は一切行いません。

また、通報者の個人情報が損害保険会社等に提供されることはありません（関係する損害保険会社への通知は、通報者を特定し得る情報は削除したうえで行います）。

#### (2) 監督当局との連携等

通報等の受付状況や事実関係の確認結果については、適時に監督当局と連携するほか、損保協会ホームページを通じて適切に情報公開します。

(注) 通報者に対して、通報等に関する個別の回答は行いませんが、通報等窓口を通じて収集した違反や不正行為等に関する情報は、適切な保険募集および顧客本位の業務運営の徹底に向けて活用します。

### 3. 今後のスケジュール

損保協会ホームページの特設サイト内に通報等窓口を開設して、2026年4月1日から受付を開始します。

特設サイト URL: <https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/quality/index.html>

以上